

## 最低賃金の引上げを求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

この最低賃金の引上げについては、政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針2015」及び「日本再興戦略」において、引上げの意向が示されているとともに、2010年に合意に至った、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指すこと」とされている。

最低賃金の引上げは、全労働者の4割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱却を図り持続可能な経済の好循環に結び付けるためには、最低賃金の大幅な引上げが必要不可欠である。また、来年4月に予定されている消費税率の引上げが、非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持するためにも物価上昇と消費税率の引上げ分を考慮した最低賃金額の引上げが必要となる。あわせて、当県の復興を促進させる上でも、最低賃金の引上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めを掛ける上で非常に重要である。

現在、福島県最低賃金は、時間額で705円となっているが、この金額は2007年からの8年間全国水準で31位と低位にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引上げが極めて重要な課題となっている。

よって、国においては、当県の一層の発展を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 当県の復興促進、労働人口の流出に歯止めを掛けることを踏まえ、上積みの改正を図ること。
- 2 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引上げを行う環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
福島労働局長  
あて

福島県議会議長 杉山純一